



7月は同和問題啓発 強調月間です

県と市では、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、解決を図るための啓発活動を行っています。
問い合わせ 市人権政策課 ☎43・8129

同和問題啓発強調月間
期間中の取り組み

広報車による啓発活動

市内を広報車が巡回し、次のようにアナウンスします。

「ふかめよう 人権意識

なくそう 偏見

つないでいこう 市民の輪」

街頭啓発活動

市長をはじめ行政や各種関係団体と共に、啓発グッズを配布します。

啓発グッズには、福岡中学校1年生大井優芽さんが作った標語「一言で 笑顔も涙も生み出せる」を印刷しています。

日程 7月1日(木)

時間と場所 JR福岡駅 午前7時30分、ルミエール福津店 午後1時30分

人権パネルの展示

同和問題啓発強調月間の期間中、市内の小・中学生が描いた人権ポスターをパネルにして、市内の公共施設に展示します。子どもたちの力作を



▲市立図書館に掲示した人権ポスター

ぜひご覧ください。

また、このパネルは、年間を通して貸し出しも行っています。詳しくは人権政策課までお問い合わせください。

懸垂幕・看板・幟のぼりの設置

市役所庁舎をはじめ、市内の公共施設に、懸垂幕・看板・幟などを設置します。

人権啓発活動の紹介とお知らせ

人権擁護委員の紹介

人権擁護委員は人権擁護法に基づき、市民の皆さんから相談を受けたり、人権の考え



▲左から花田委員、松本委員、池浦委員、笠置委員、横山委員

方を広めたりする活動をしている民間のかたがたです。法務局職員と協力して人権侵害による被害者を救済し、人権に関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

人権の花運動を行っています

県人権啓発活動ネットワーク協議会では、ヒマワリを人権の花として定めています。

人権の花運動は、ヒマワリを育てることを通して、生命の尊さや協力することの大切さを実感することを目的としています。市内では、平成20年度から毎年、小学校や幼稚園・保育所(園)の中の3つの施設で取り組んでいます。



▲津屋崎保育園で開催した人権教室

ヒマワリの種をまき、花を咲かせたそれぞれの施設では、10月に人権擁護委員による人権教室「一人にやさしくできる勉強会」を行います。

大輪の花を咲かせるヒマワリのように、人権尊重の意識が福津市の隅々まで広がっていくことを願っています。

特設人権相談の実施

人権に関する疑問や悩みがある人は、特設人権相談をご利用ください。予約は不要で、相談料は無料です。相談内容など秘密は厳守します。

日時 毎月 第4水曜日 午前10時～午後3時
場所 ふくとぴあ